(仮称) おいらせ町防災基本条例の進め方について

1. 地方公共団体の防災に係る条例の制定状況

すべての都道府県及び市町村は、「災害対策基本法」に基づき、それぞれ「地域防災計画」を策定しています。

地方公共団体の中には、この他に防災に関する独自の「条例」を定める動きも見られます。条例は 議会審議という民主的なプロセスを経て法的な根拠を有する等の理由から重要な意味を持ちます。

近年、地方公共団体が新たに防災に関する条例を作り、地域の防災力を高めようとする動きが目立ってきています。

静岡県が、阪神大震災の翌年にいち早く「地震対策推進条例」を制定。以降、「東京都震災対策条例」(平成12 年)、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」(平成14 年)、「愛知県地震防災推進条例」(平成16 年)、「岐阜県地震防災対策推進条例」(平成17 年)と続く。

減災の国民運動の検討が開始された平成18年以降は、毎年複数の自治体が「防災対策基本条例」や 「防災対策推進条例」等を策定しており、平成21年の施行を目指して同様の条例を検討している自治 体も6県に上ります。

都道府県: 約38% (18/47) ※策定中を含む。

政令市 : 約18% (3/17) 東京23 区: 約30% (7/23)

2. 町民参加による防災条例制定の意義

阪神・淡路大震災以来、「自分のいのちは自分で守れ」というのが都市防災の常識になった感があり、自分のいのちを自分で守るという「自助の精神」と隣同士が相互に助けあう「共助の精神」を高めていくためには、町民自らが防災行政に参画し、町民のための防災対策を作り上げていくことが、最も肝要であることから、公募委員や自主防災組織等、多くの町民を条例制定に参画させる体制づくりが重要となっています。

3. 防災条例策定のための体制

(1) (仮称) おいらせ町防災基本条例策定委員会の設置

- ・ 学識経験者、防災関係者、住民代表等で構成する組織を設置(委員15名以内)
- 条例骨子案・素案の検討
- ・ 会議の公開・傍聴・会議録の公開等により、検討経過を情報提供
 - ① 委員会設置要綱の検討(H25年2月)
 - ② 委員会設置要綱の制定(H25年3月)
 - ③ 委員公募要領作成、広報·HP掲載依頼(H25年3月)
 - ④ 広報4月号及び町ホームページで委員公募(H25年4・6月)
 - ⑤ 公募以外の関係団体委員推薦依頼(H25年7月)
 - ⑥ 第1回検討委員会(H25年10月、条例の必要性・今後の進め方)
 - ⑦ 第2回検討委員会(H25年12月中、条例素案の検討)

- ⑧ 第3回検討委員会(H26年2月中、条例素案の検討)
- ⑨ 第4回検討委員会(H26年3月中、条例最終案の検討)

(2) 住民等の意見反映

- ・住民代表として公募委員3名を募集し、2名を(仮称)おいらせ町防災基本条例策定委員 に選任
- ・防災関係団体・事業者から代表者を推薦いただき、策定委員会で意見聴取
- ・ パブリックコメント等の実施
- ① 委員公募要領作成、広報・HP掲載依頼(H25年3月)
- ② 広報4月号及び町ホームページで委員公募(H25年4・6月)
- ③ ホームページで会議録を公表 (随時)
- ④ 条例原案のパブリックコメント募集(H26年3月中)

(3) 庁内調整

- 全庁的検討体制を確立
- ・ 必要に応じてワーキンググループを設置し、具体的な内容を検討
- ・ 政策会議及び庁議で庁内合意形成
 - ① グループウエアで条例素案への意見募集(H26年1~3月)
 - ② 条例最終案を政策会議に提案(H26年4月)
 - ③ 5月庁議で条例案を付議(H26年5月)
 - ④ 6月議会に条例案を提案(H26年6月)

◆防災基本条例ができるまで

